

四日市市告示第 124 号

四日市市重度ALS患者入院時コミュニケーション支援事業実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成27年3月27日

四日市市長 田中俊行

四日市市重度ALS患者入院時コミュニケーション支援事業実施要綱の一部を改正する要綱

四日市市重度ALS患者入院時コミュニケーション支援事業実施要綱（平成26年四日市市告示第403号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>（コミュニケーション支援事業費） 第13条 コミュニケーション支援事業費の額は、1時間当たり<u>1,600円</u>とする。ただし、30分未満の端数が生じるときは、<u>800円</u>とする。</p>	<p>（コミュニケーション支援事業費） 第13条 コミュニケーション支援事業費の額は、1時間当たり<u>1,400円</u>とする。ただし、30分未満の端数が生じるときは、<u>700円</u>とする。</p>

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

（健康福祉部介護・高齢福祉課）